



文：小川 康成  
ファイナンシャル・プランナー

## 節税保険に再びメス！？

春が近づき桜もチラホラ咲き始めてきましたが、昨年と同じで今年も桜の下での宴会は出来な  
いでしょうね。会社員時代の新入社員の頃に、会社の花見のため、前日の金曜の晩から場所取り  
をさせられていた事が懐かしく思い出されます。案外夜は冷えるのですよね（笑）  
でも、今はそのような事は、色々な理由で減ったのでしょうか。

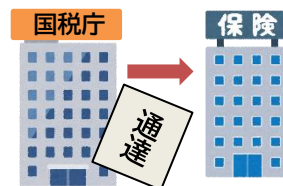
さて、今回は「“節税保険” に国税庁が再びメス」と「火災保険を取り巻く環境について」です。

## 法人契約を個人に名義変更する際の評価額の見直しを検討（国税庁）

3月17日 日本経済新聞社が、“節税保険「抜け道」ふさぐ”という記事を掲載、同日国税庁  
より各生命保険会社へ通達と言う「事実上のルール」改正を検討中との連絡が入ったそうです。

2019年2月に業界内では「バレンタイン・ショック」と呼ばれる、法人保険の税務処理を  
細かく分類し節税を行いにくくするという措置が行われました。その後も、初期の解約返戻金を  
低く抑え、課税を抑えて経営者個人に名義を変更し、経営者が受け取る時には解約返戻金が増加  
する仕組みの商品の販売が続いていました。業を煮やした国税庁が2019年2月に続いて「通  
達」を出すという事で、お客様の節税ニーズに応えたい生命保険会社の商品開発サイドと課税手  
法を見直し、通達を出す国税庁とのいたちごっこが続いている状態です。

既に、2019年以降の販売商品は、節税メリットが少なくなった上に、  
「節税ではなく課税の時期がズルだけ」という説明が義務付けられてい  
ましたが、今回さらに追加で、抜け穴的商品の規制を厳しくするようです。



## 今後は、保険本来の「保障」にフォーカスした商品に転換する事が出来るのか？

経営者が病気やケガで働けなくなった場合の会社の損失を考えておきましょう。

“会社が好調な時は、利益を納税するより少しでも繰り延べして手元に残しておきたい”という  
経営者サイドの心理が働きますが、そもそも会社の要となる経営者の「死亡」にのみ保障が集中  
している事が多くなっています。近年の医療技術の進歩も有り、亡くならないが就業はできない  
ような、**就業不能状態**になった場合の保障をカバーする事が、まだまだ不足しているケースが多  
いようです。医療技術の進歩は、必要な保険の保障にも影響してきますので、適宜見直すことが  
必要です。

## コロナウイルスで借り入れが増えている企業は補償の再チェックを！！



業種によっては、コロナウイルスの影響が大きな打撃となっている企業が多く、政府系金  
融機関や銀行経由で、借り入れを増やされた企業も多いと思います。

ただ、借り入れを増やした分だけの生命保険の保障を増やした企業ばかりでなく、経営者  
が万一の場合の保障額が不足している企業さんも多く見受けられます。

会社にとっても大切なこの時期、万一経営者さんに何かあっても「自社は続けていけるの  
か？」などを改めて見直す良いチャンスなのかも知れません。

## 火災保険、収益悪化で最長5年に短縮？

SDGs に代表されるよう、近年は持続可能な発展が社会の課題となっていますが、保険会社は特に「項目13 “気候変動に具体的対策” を」という部分に関心が高いです。

近年、火災保険は大きな赤字を出し続けており、保険会社も早急な収益改善に取り組みねば、将来に渡って安定した補償の提供が難しくなりかねない状況です。

企業系の火災保険の収支状況について、A社の事例ですが、過去10年計の平均支払い額が原価の約90%の損害率となっております。これは、製造業で例えると100万円で販売する商品を作る材料費だけで90万円掛かっている状態、通常、そこに人件費、販売管理費を加えれば、当然の事ながら「赤字」の取引となります。保険会社も企業系の火災保険だけで言うと「赤字」と言う事です。

特に2018年、2019年の台風を中心に大きな災害が発生し、損害保険各社計で保険金の支払いが 1兆円を超えている ようです。



## 収支対策として、「6～10年の長期契約」を廃止の方向へ

上記のような収支状況より各保険会社は、商品改定をして結果的に保険料を値上げの方向となると予測されます。

これは、各保険会社が保険料算出の基礎となるデータを出している「損害保険料率算出機構」という機関が、現在は保険料算出の目安となる保険金支払実績のデータを10年まで計算していますが、5年までしか計算しなくなるにより、実質的に各保険会社が5年以上の保険料の決定が出来なくなるためです。

(現在は、あくまで日本経済新聞の予測記事ですが、過去の例をみると概ね報道通りの発表が後日、正式に行われております。)

具体的には、現在は保険期間10年の一括支払可能な契約が、最長で保険期間5年になる。その結果、以下の影響が…

- ① 保険料の固定期間が短くなる ⇒ **料金の変更が早くなる**
  - ② **長期の保険料を一括払**で支払する事により、実質的な割引が受けられていた ⇒ **メリットが縮小する**
  - ③ 支払が頻発するような建物、築年数が経過している建物については、契約更新時に引受の可否を含めて見直す事になる ⇒ **損害率の高い契約へ保険料の割増しをする**
- 上記のような影響が考えられるため、お客様にとっては結果的に値上げの要素と言えます。



米国・カルフォルニアの例ですが、2017年に発生した大規模な森林火災の影響により、日本の火災保険にあたる「住宅所有者保険」が継続契約の見合わせや、新規契約の引受停止、大幅な掛け金の引き上げなど有り、更新で保険料が3～5倍に跳ね上がった例もあります。結果、それ以降は火災保険の加入が出来なくなったり、保険料が高すぎて加入をあきらめるケースが増えたそうです。

日本でも自然災害の激甚化等を背景に改定が行われ同じ事が起こらない事を祈るばかりです。